資料4

ワイヤレス・イノベーションの加速に向けた電波法制上の論点について

～取りまとめに向けた叩き台～

平成18年11月

新しい電波利用の促進に向けた論点

論点１．試験目的の無線局の拡大

論点２．無線局等間の調整の円滑化

論点３．新システム導入手続の迅速化

論点４．電波の柔軟な利用

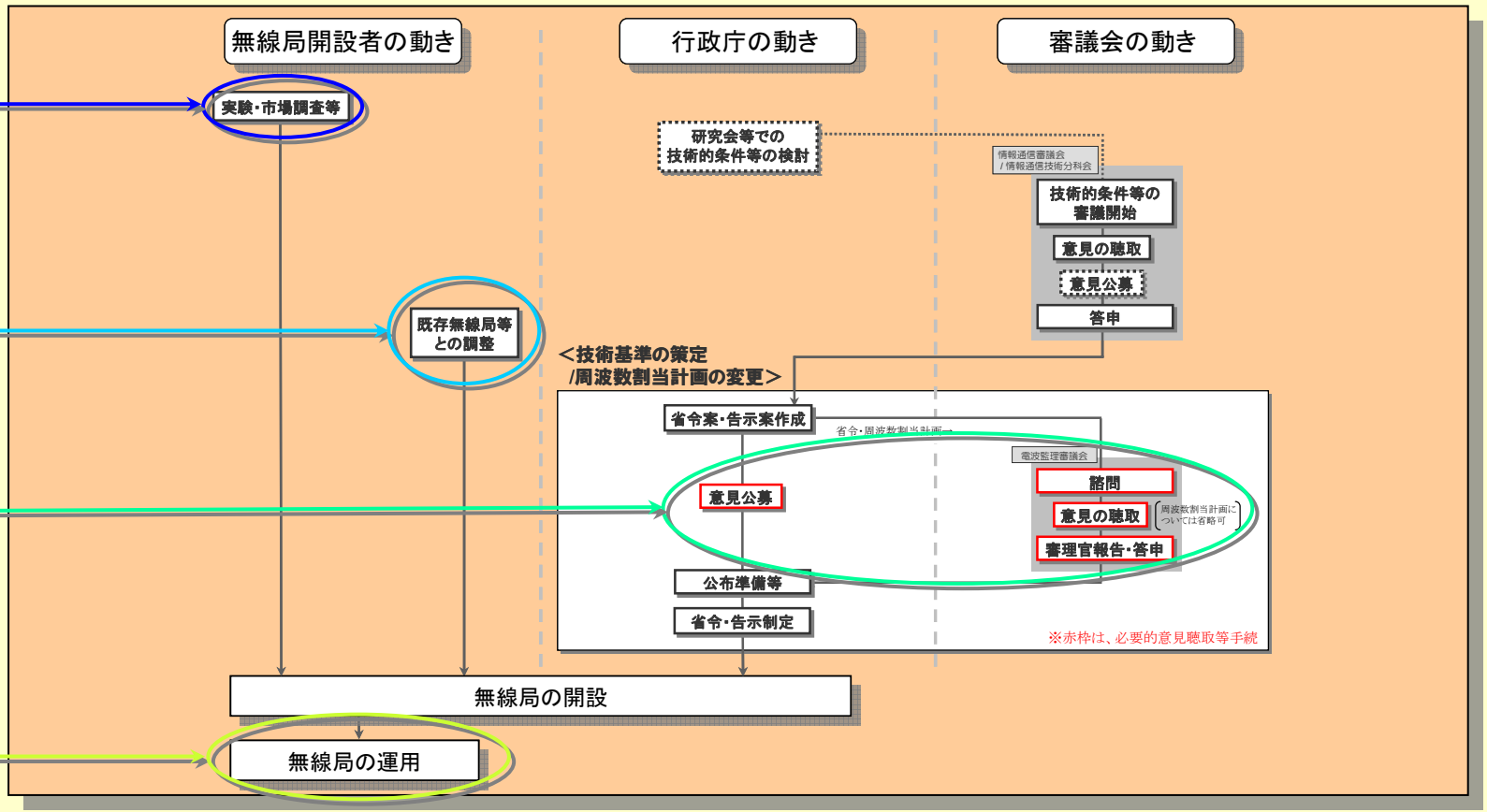

取りまとめに向けて・・・《要約》

論点１．試験目的の無線局の拡大

●試験無線局（仮称）制度の創設（案）

○電波利用の効率性の試験や需要調査を行うための無線局の制度を創設

○現行の実験無線局同様の優遇を適用

論点２．無線局等間の調整の円滑化

●斡旋・仲裁制度の導入（案）

○妨害排除措置に関する協議について、八条機関による斡旋・仲裁の制度を創設

論点３．新システム導入手続の迅速化

●無線設備規則の規定の簡素化（案）

●省令等の電監審諮問・意見聴取の見直し（案）

○電波監理審議会が軽微事項と認めるものについては諮問等を要しないものとし、重要事項について重点的に審議

論点４．電波の柔軟な利用

●無線局の運用者の一時的な変更制度の創設（案）

○免許人等以外の者が、一定条件のもと、一時的・臨時的な利用のために無線局を運用できる制度を創設

○運用者変更の際の責任分担等を規定

論点1. 試験目的の無線局の拡大－1

第３回会合資料３より

＜アンケート・ヒアリングに際して寄せられた要望より＞

次のための無線局の実現を要望。

・実用可能性の高い技術を用いたシステムの実証実験・性能評価
・デモンストレーションや実演
・一般利用者による試用

＜検討の視点＞

・新しいサービス等の円滑な実現のためには、技術的可能性や利用者の需要動向の検証のために様々な実験・試験を行うことが重要と考えられる。

・上記のような実験・試験を円滑に行う上で、現行の制度の射程に拡大等の改善の余地はないか。

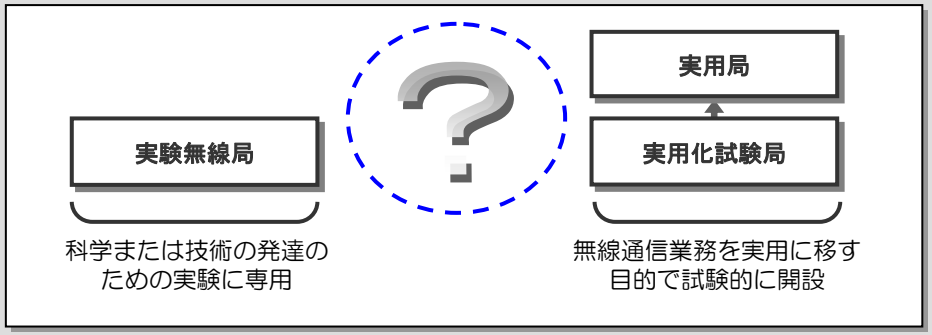

論点１．試験目的の無線局の拡大－２

検　討

１）急激なイノベーションの動きに対応して新しいシステムやサービスを開発することは、電波を効率的に利用するシステムやサービスの開発を通じて電波の有効利用にも寄与することになると考えられる。また、こういったシステムやサービスを通じて経済・社会活動が現在以上に円滑化することが考えられ、国民全体の利益にも直結すると考えられる。

２）試行的に無線局を開設し、技術的可能性や利用者の需要動向を検証することは、そういった新しいシステムやサービスの開発を円滑かつ着実に進める上で有用と考えられる。

３）電波の有効利用及び経済・社会活動の円滑化に向けては、このような試行的な無線局の開設を可能とすることが必要。

４）更に、こういった試行的な無線局を、現行の実験無線局と同様に、通常の無線局よりも容易に開設できるようにすることで、新しいシステムやサービスの開発を促していくことが重要。

論点１．試験目的の無線局の拡大－３

取りまとめに向けて

●試験無線局（仮称）制度の創設（案）

○通信・放送サービス等に係る試験・マーケット調査のために開設する無線局の制度を創設する。

・電波の利用の効率性の試験
・電波の利用の需要に関する調査

→ **試験無線局（仮称）**（従来からの実験無線局も統合。）

○外国性排除の適用除外

・経済・社会活動を円滑化させるための業務の開発に資すること、

・無線局の開設は一時的なものであり、日本国民の電波利用に対する支障は少ないことから、

試験無線局（仮称）については、外国性排除の規定を適用しないこととする。

○電波利用料

・現行の実験無線局と同額（500円）とする。

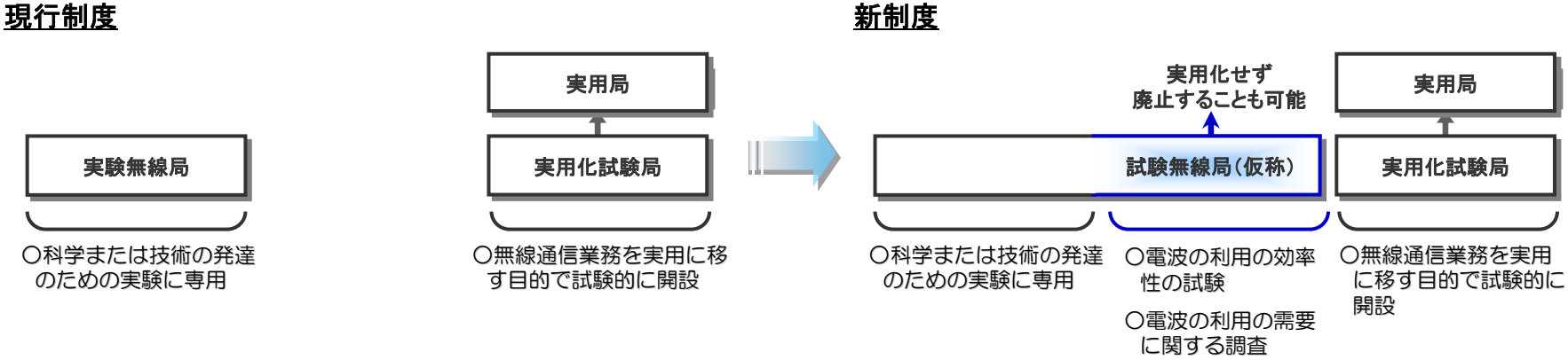

論点１．試験目的の無線局の拡大－４

〔参考〕外資性排除の適用除外の現行法における考え方

①実験無線局

昭和25年の電波法制定時に、有限希少な電波利用効率を高めることに寄与しているため、適用除外とされた。

②アマチュア無線局

昭和56年の電波法改正により、諸外国、特に先進国で相互主義に基づき外国人等に開設を認める国が多くなってきたこと、諸外国から相互主義で自国民の開設を求めてくる事例が多くなってきたことから、相互主義により適用除外とされた。さらに、平成5年の電波法改正により、相互主義を廃止しても、維持しても、日本人等に無線局の開設が認められる国の範囲に実質的な違いが生じなくなりつつあるため、相互主義を前提とせずに適用除外とされた。

③外国船舶の無線局

昭和25年の電波法制定時に、日本の船舶と同様な活動（産業、経済活動等において必要となる人の移動、物資の運搬等）を行っていることにかんがみ、日本船舶と同様の取扱いをするため、適用除外とされた。

④外国籍航空機の無線局

昭和27年の電波法改正により、日本の航空機と同様な活動（産業、経済活動等において必要となる人の移動、物資の運搬等）を行っていることにかんがみ、日本国籍の航空機と同様の取扱いをするため、適用除外とされた。

⑤大使館等の公用無線局

昭和57年の電波法改正により、我が国の外交活動を円滑に遂行し、国益を確保するとともに在外国民を保護するため我が国の在外公館からの無線通信を確保する必要があることから、相互主義に基づき、適用除外とされた。

⑥陸上移動等関係無線局

昭和59年（陸上移動局・基地局等）、61年（陸上移動中継局等）の電波法改正により、外国人等の経済・社会活動の一層の円滑化に資するため、また、主要国においても無線局の開設が認められていることから、相互主義により、適用除外とされた。平成5年の電波法改正により、相互主義を廃止しても、維持しても、日本人等に無線局の開設が認められる国の範囲に実質的な違いは生じなくなりつつあるため、相互主義を前提とせずに適用除外とされた。

⑦電気通信業務用の無線局

⑧電気通信業務用人工衛星を制御するための無線局

平成6年、9年の電波法改正により、自由貿易体制の維持、促進のため、諸外国の状況も勘案しながら国際的に調和のとれた資本参加の自由化を図る必要があることから、適用除外とされた。

論点１．試験目的の無線局の拡大－５

〔参考〕電波利用料の料額設定の現行法における考え方

良好な電波環境の構築・整備を図るための行政経費に充てるものとして無線局免許人等から毎年徴収する手数料(平成5年4月導入)

国

≪電波利用共益事務≫
～電波の秩序維持～

安定的な電波利用の確保

・電波監視
・無線局データベースの運用

有限な電波資源の効率的利用

・アナアナ変換
（約100MHzの空き周波数を確保）
・技術試験事務
（電波の有効利用のための実用段階の技術開発）

等

電波利用料

受　益

無線局免許人等

・携帯電話事業者
・放送事業者
・衛星通信事業者
・電力事業者
・アマチュア無線

等

<u>実験無線局</u>・・・周波数の逼迫への対応のためには、電波に関する科学、技術の発達が不可欠であることから、普及・拡大を促す観点から最低の金額区分（500円）としている。

論点2．無線局等間の調整の円滑化－1

第３回会合資料３より

＜アンケート・ヒアリングに際して寄せられた無線局等間調整の現状に関するコメントより＞

無線局等間の調整に当たり、次の点で困難がある。

・干渉許容レベルについての認識差の調整
・妨害回避策（出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等）の選定
・上記回避策のための費用の負担方法の決定

上記の調整が長期化し、１年から2年程度を要することがある。

第三者による斡旋等の制度を要望（費用負担が重くない方法を要望）

＜検討の視点＞

・周波数が逼迫する中、新システムの導入に際しては、電波の妨害を排除するために既存の無線局等との調整が重要となってきている。

・しかしながら、この調整が長期化する事例も発生してきている。これにより、新サービスの実現の迅速化を阻害するおそれはないか。

・新サービス等の円滑な実現に向けて、上記の調整の円滑化のための制度的手だてが必要ではないか。

・具体的な方策としては、例えば、第三者的な立場から調整の当事者に対して斡旋や仲裁が行われる手続は、有用ではないか。

論点２．無線局等間の調整の円滑化－２

検　討

１）周波数が逼迫する中、新しいシステムによる無線局の開設等に際しては、既存の無線局との間で電波の妨害を排除するための調整がほぼ不可欠となっている。しかしながら、しばしばこの調整が難航し、１から２年又はそれ以上に長期化するものも出ている。

２）調整が難航する結果、新しいサービスの導入が困難になったり遅れたりすることは、電波の有効利用や経済・社会活動の円滑化の視点から好ましいものではない。

３）上記の観点から、新しいサービスの実現等のための無線局の円滑な開設等に向けて、無線局開設者等と既存無線局との間の調整の円滑化が重要であり、そのための手段として、第三者的な立場からの斡旋・仲裁の手続の導入が要望されている。

４）当事者及び免許当局からも一定の中立性を確保できるいわゆる八条機関において、電波利用に関する専門家を配置し、当事者間の調整を促す斡旋・仲裁の手続を行うこととすることは、電波利用への信頼性を確保する中で迅速な新しいサービスの導入等を実現するものであり、有用と考えられる。

論点2．無線局等間の調整の円滑化－3

取りまとめに向けて

●斡旋・仲裁制度の導入（案）

○サービス提供等のために行う無線局の開設や変更に際して、既存無線局との間で妨害が発生しないように採る措置について行われる協議が不調等の場合に、当事者間の有効な解決を促すために第三者が斡旋・仲裁を行う手続を創設する。

○上記の斡旋・仲裁を行うのは、電波利用に関する専門家を擁するいわゆる八条機関とする。

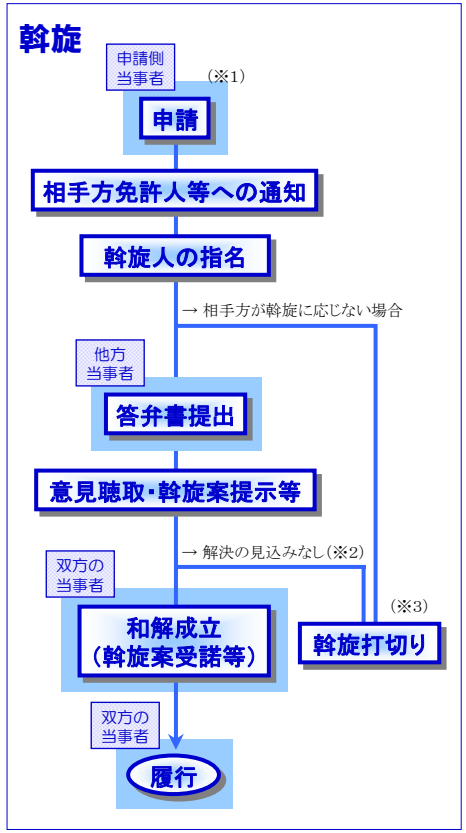

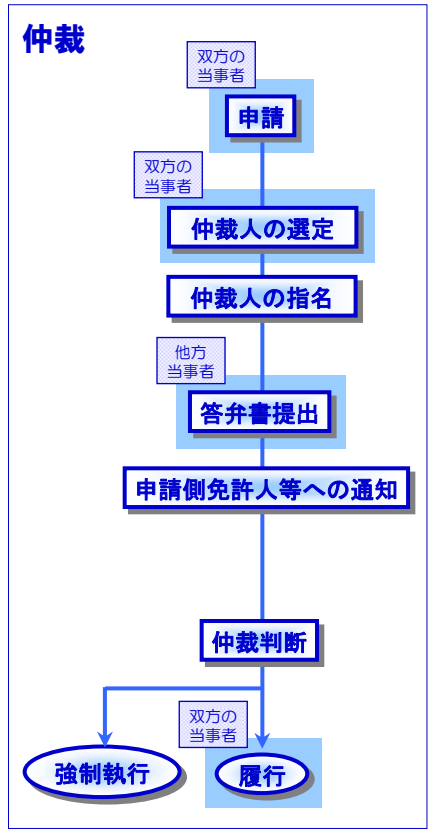

※1：不当な目的でみだりに斡旋の申請をしたと認められるとき等を除き、手続を行う。
※2：①斡旋案を受諾拒否したとき、②双方の意見の隔たりが大きく、妥協点を見出すことが困難な場合等。
※3：仲裁の申請があった場合にも、斡旋手続は打ち切られる。

論点2．無線局等間の調整の円滑化－4

〔参考〕 無線局開設手続きと斡旋・仲裁

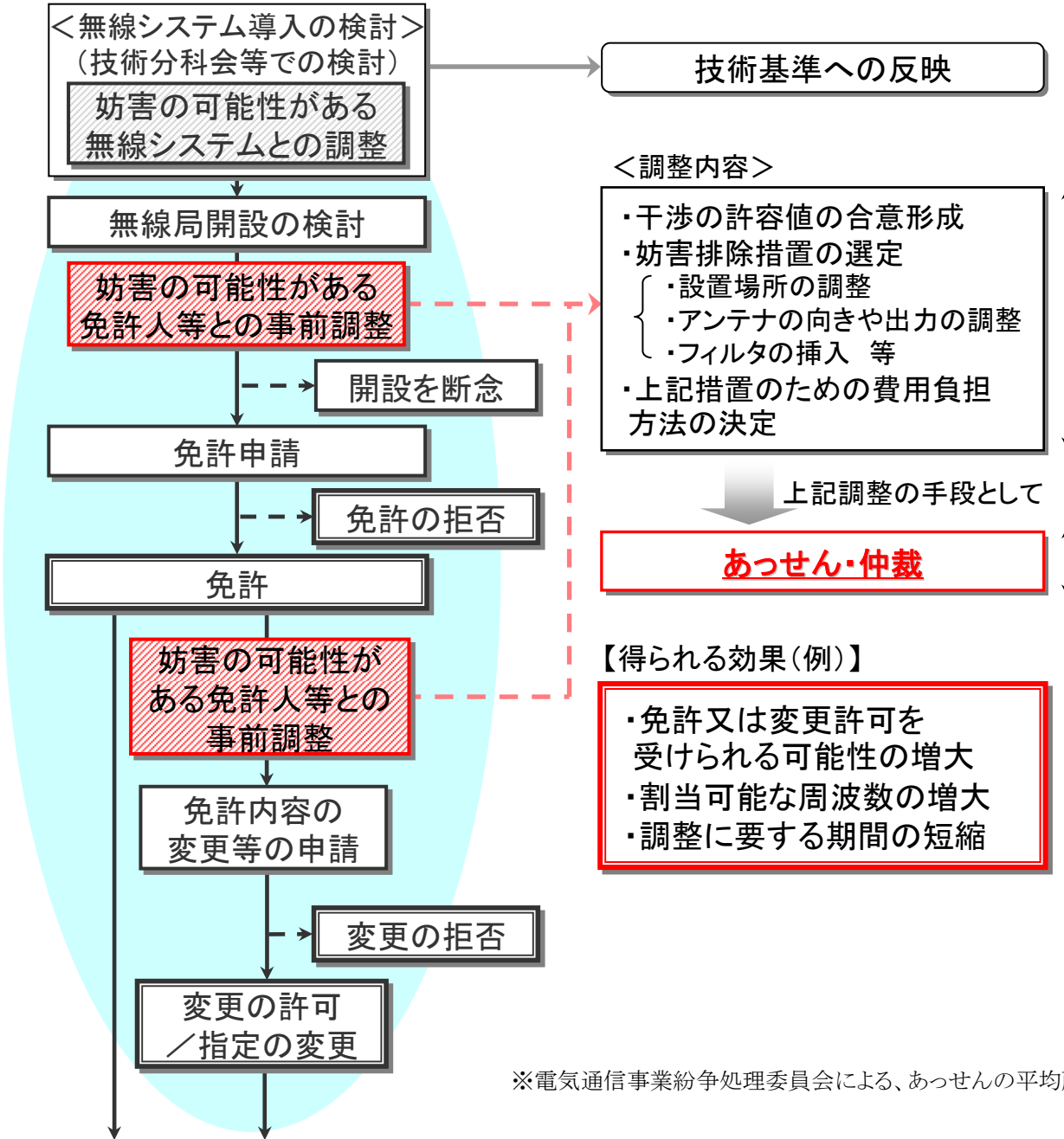

※電気通信事業紛争処理委員会による、あっせんの平均所要期間（平成17年度末現在）

論点３．新システム導入手続の迅速化－１

第３回会合資料３より

＜アンケート・ヒアリングに際して寄せられた新システム導入手続に関するコメントより＞

・技術基準策定には、関係者からの意見聴取と十分な検討が必要。
・審議等手続の効率化が技術基準策定に要する期間の短縮に有効。

＜検討の視点１＞

・技術基準は、電波の妨害の排除や能率的利用の確保の観点から、無線設備規則等に規定。

・上記の観点を損なうことなく、例えば、省令では基本的な考え方を定めることとし、個別的な数値は別途定めることとするなど、従来から進められてきた省令の規定の簡素化について、拡大の余地はないか。

＜検討の視点２＞

・電波監理審議会における手続を充実させるためには、審議や意見聴取の対象について、重要・軽微といった重み付けを行う必要はないか。

・上記のような観点に立つと、電波監理審議会自身の判断によって、例えば、次のように扱うことができるようにする必要はないか。

諮問・意見聴取
- ・規定の形式的な整備（例：他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理） → 諮問対象外
- ・国民の権利・義務に関し影響の大きい省令の改廃 → 重点的に審議

論点３．新システム導入手続の迅速化－２

検　討

１）電波の妨害の排除や能率的利用の確保を図りつつ、無線設備規則等の省令の規定を簡素化することができるのであれば、新システム導入に伴う所要の手続を簡素化し、その迅速化等を実現することができると考えられる。

２－１）利害関係者に意見陳述の機会を与え、公正中立な立場から審議を行う電波監理審議会の審議・意見聴取の手続の意義を損ねることなく、同手続の迅速化を図ることができるのであれば、新システムの早期の実用化が実現することになり、意義が大きいと考えられる。

２－２）そのためには、電波監理審議会自身が、一定の基準により重み付けを行うこと等により、比較的重要な事項については審議時間を割いて十分な審議を行う一方で、軽微なものと認める事項については、審議・意見聴取を要しないことと判断することができるような制度を実現させる必要がある。

論点３．新システム導入手続の迅速化－３

取りまとめに向けて

●無線設備規則の規定の簡素化（案）

○無線設備規則等の省令の次のような規定について、簡素化の見直しを行う。

① 義務的規定として規定する必要のないもの　…省令から規定を除外。

② 別途定量的な規定を置いてあり、これを確保する方法を指示するもの　…省令から規定を除外。

③ 個別的な数値等を直接省令に規定するもの　…省令において考え方を規定して、細目を告示に移行。

④ その他、現状においては必ずしも規定を要しなくなったと思われるもの　…省令から規定を除外。

●省令等の電波監理審議会諮問・意見聴取の見直し（案）

○技術基準策定等のための省令の制定・改廃について、同審議会が軽微な事項と認めるもの（例：他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理）は、諮問・意見聴取を要しないものとする。重要な事項と認めるものについては、同審議会の判断により重点的な審議を行う。

現行制度

＜技術基準の策定/周波数割当計画の変更＞

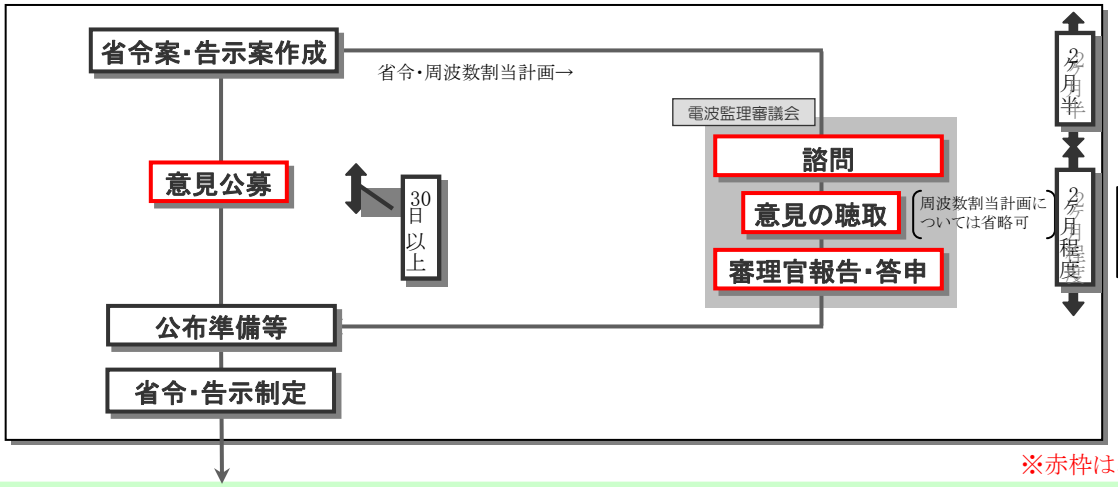

新制度（軽微案件）

＜技術基準の策定/周波数割当計画の変更＞

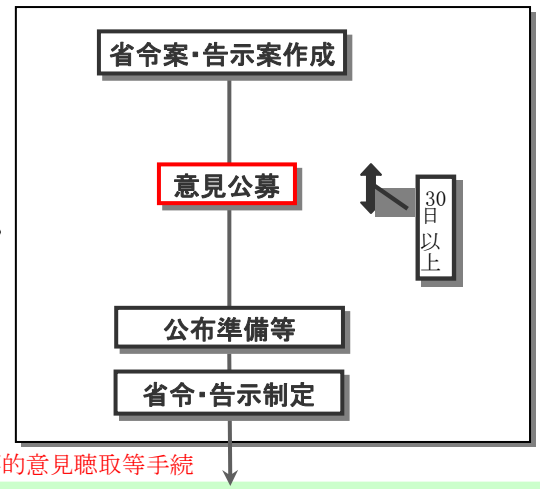

※赤枠は、必要的意見聴取等手続

論点３．新システム導入手続の迅速化－４

〔参考〕情報通信分野において、省令の制定・改廃について諮問する旨が法定されている審議会

・情報通信分野において、省令の制定・改廃について諮問を要する旨が法定されている審議会は、電波監理審議会及び情報通信審議会。

・情報通信分野では、５つの法律が省令の制定・改廃につき審議会への諮問を規定。このうち、電波法を除く4法では、審議会が軽微な事項と認めるものについては、諮問を要しないと定めている。

審議会名	諮問の根拠		軽微事項についての規定	
	法律名	条項		
電波監理審議会	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）	第 99 条の 11 第 1 項第 1 号	×	－
	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）	第 53 条の 10 第 1 項第 6 号	○	同条第2項
	電気通信役務利用放送法（平成 13 年法律第 85 号）	第 18 条第 1 項第 1 号	○	同条第2項
情報通信審議会	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）	第 169 条第 4 号	○	同条但書
	有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）	第 26 条の 2 第 5 号	○	同条但書

論点４．電波の柔軟な利用－１

第３回会合資料３より

＜アンケート・ヒアリングに際して寄せられた要望より＞

電波の次のような利用形態を実現するための運用者の一時的変更を要望。

・屋内無線局のサービス利用者側による運用
・イベント会場、建設現場、選挙活動等における簡易無線設備の貸出し
・災害時等における応援者への無線設備の貸出し

＜検討の視点＞

・免許人等と運用者とを一致させる現行制度は、無線局の管理を適格者に委ねることとするもの。

・他方で、貸与等を受けることで無線局の一時的運用ができる場合があれば、それにより新しいサービス提供形態が創出される可能性もあるのではないか。

・電波の干渉を排するための一定条件を満たし、利用者の選定の必要の少ない無線設備等について、市場の需要に即して、欠格事由に該当しないなどの要件を満たす者に一時的な運用を認める余地はないか。

論点４．電波の柔軟な利用－２

検　討

１）免許人等と運用者とを一致させる現行制度の原則は、無線局の管理を適格者に委ねることとする趣旨から維持することが必要と考えられる。

２）他方で、免許人等との合意の下に、無線局の一時的運用ができるのであれば、それにより、①モバイルサービスの円滑なエリア展開、②短期的・臨時的な電波利用ニーズへの即応、③非常時における関係者の連携　等が可能となり、従来できなかった新しいサービス提供形態が創出されてくる余地が多分に見込まれると考えられる。

３）無線局の中には、無線設備の機能または簡易な操作により比較的容易に電波の干渉を排除することができるものもある。それらについては、無線局の管理を行う者を厳格な基準により選定する必要はないと考えられるのであるから、市場の需要に即して、簡易な手続の下で無線局の一時的な運用を認めることが適当と考えられる。

４）制度創設に当たっては、責任ある電波利用が確保されるように、①現在免許人等が一元的に担っている無線局の運用責任を実際の運用者が担うこととし、また、②免許人等が運用者を適正に監督する責任を負うこととすることが重要と考えられる。

論点４．電波の柔軟な利用－３

取りまとめに向けて

●無線局の運用者の一時的な変更制度の創設（案）１／３

○無線局の免許人等が、無線局の運用を一時的に他者に運用させることができる制度を創設する。

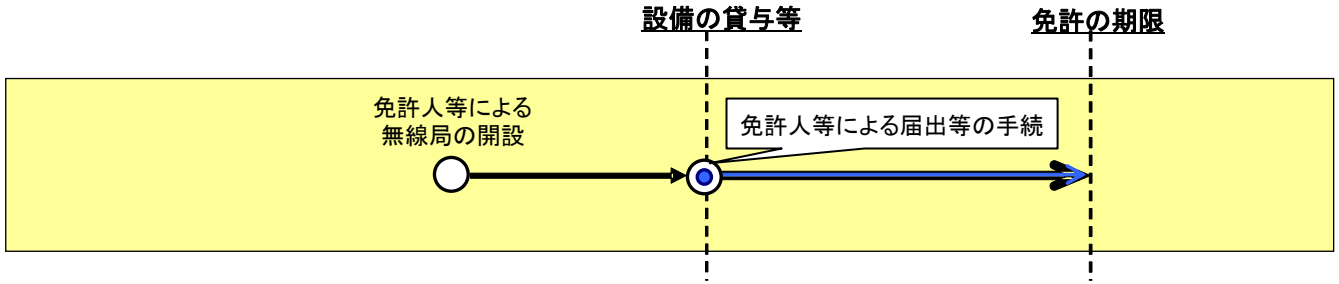

１）手続きが簡便で、無線局の廃止を要しないため、その運用に断絶が生じない。
２）引継ぎ予定者への引継ぎに確実性が大きい。
３）運用責任と監督責任といった責任分担が明確。

○無線局の運用を免許人等以外の者が行う場合の責任分担は、次のとおりとする。

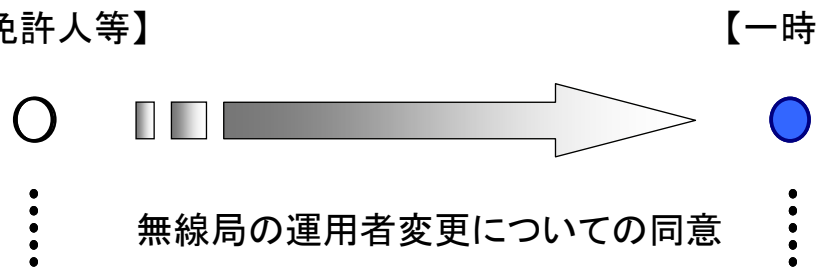

◆ 免許状記載事項変更等の権限
◆ 監督責任
◆ 無線局の運用に関する責任

論点４．電波の柔軟な利用－４

●無線局の運用者の一時的な変更制度の創設（案）２／３

○<u>適用対象①</u>：無線設備の機能または簡易な操作により比較的容易に電波の干渉を排除することができるもの

例） PHS基地局（10mW以下）

5GHz帯無線アクセスシステム（無線LAN、FWA等）

簡易無線局（一部の帯域のもの等を除く。）

【PHS基地局、5GHz帯無線アクセスシステム】

（壁面に設置されたPHS小電力基地局）

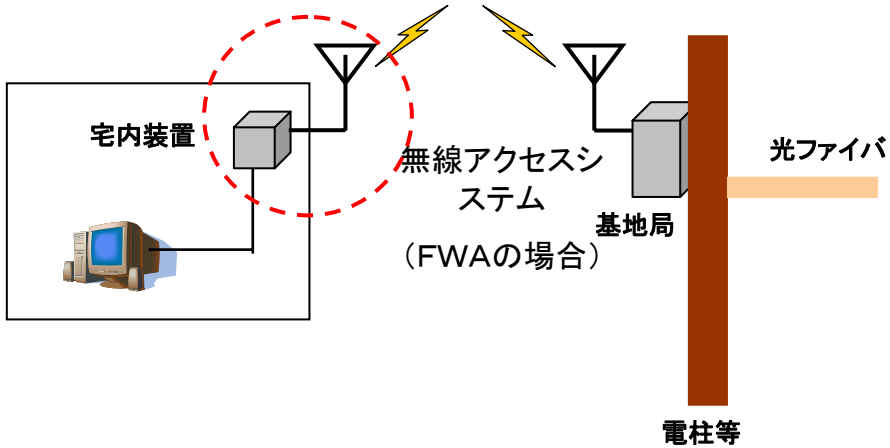

ビル管理者等による運用

【簡易無線】

（携帯型）

イベント会場、建設現場、選挙活動等における貸出し

論点４．電波の柔軟な利用－５

●無線局の運用者の一時的な変更制度の創設（案）３／３

適用対象②:

○　地方公共団体の陸上移動局

　　MCA陸上移動通信の陸上移動局　等

} による非常時の通信（＊）

（＊）地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信

【地方公共団体の陸上移動局】

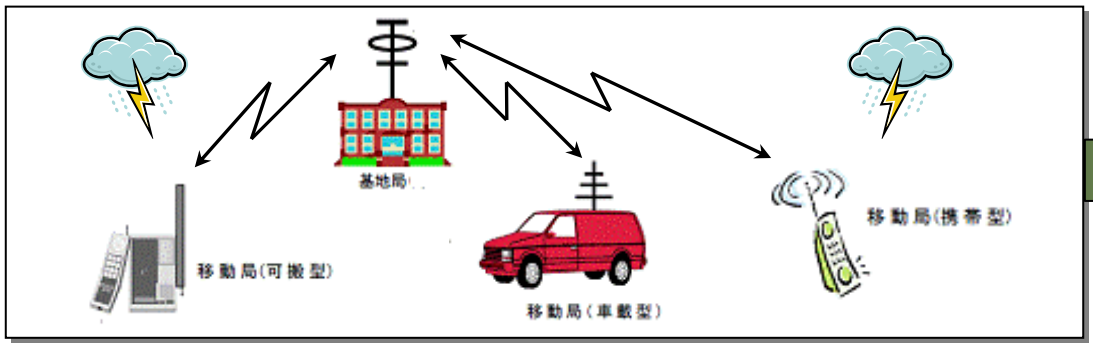

緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム等の応援部隊等に対する貸出し